

「政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する件（案）」に対する
意見募集の結果及び意見に対する考え方
（令和6年2月20日～令和6年3月25日意見募集）

【提出意見 2件】

No.	意見申出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	株式会社ベイエフエムは、千葉県の県域をくまなくカバーしており、政見放送等の周知には適当と考えます。	賛同意見として承ります。	無
2	個人	政見放送を取り扱う放送局が増えるのは良い事であるが、インターネット等を利用した「見直し視聴」等を有効に利用し、有権者が情報を入手する機会を増やしてほしい。議会の動画配信や市長の記者会見が主なコンテンツである広島県安芸高田市の公式 Youtube チャンネルが視聴登録数自治体日本一になるといった事例もあり、政治離れと言われる労働者層の興味を引き、政治への参加を促すにはニューメディアの更なる活用を期待します。	政見放送を選挙管理委員会のホームページ等に掲載することについては、全ての候補者等の平等公正な取扱いをどのように確保するか、政見放送の放送回数等の制限を設けている現行法との関係をどのように考えるか、といった論点があり、また、選挙運動に関する事柄であることから、各党各会派においてご議論いただくべきものと考えます。	無